

Q&A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
1	消費税仕入控除とはどのようなものか。	<p>消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げ等に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算します。</p> <p>この仕組みを消費税仕入控除といいます。</p>
2	課税仕入れとは具体的にどのようなものを指すのか。	<p>課税仕入れとは、事業のために他の者から資産の購入や借り受けを行うこと、又は役務の提供を受けることを言います。ただし、土地の購入や賃借などの非課税となる取引や給与等の支払は含まれません。</p> <p>課税仕入れとなる取引には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)商品などの棚卸資産の購入</li> <li>(2)原材料等の購入</li> <li>(3)機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入又は賃借</li> <li>(4)広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払</li> <li>(5)事務用品、消耗品、新聞図書などの購入</li> <li>(6)修繕費</li> <li>(7)外注費</li> </ul>
3	なぜ、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告が必要なのか。	<p>補助金の交付対象事業者が課税事業者であり、かつ、補助対象事業の経費等により事業者が得る売上げが課税売上げとなるなどの場合、当該補助対象経費等は課税仕入れに該当します。</p> <p>事業者が消費税の確定申告の際に当該課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、補助金収入により課税仕入れを行っていることから、事業者はこれらに係る消費税を実質的に負担していないことになります。</p> <p>そのため、当該課税仕入れに係る消費税仕入控除税額について報告及び納付が必要となります。</p>
4	補助対象事業者が消費税の免税事業者であるが、その場合も報告は必要なのか。	<p>補助対象事業者が免税事業者であっても報告は必要です。</p>

Q&A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
5	<p>事業者から、消費税の申告をしていない、簡易課税方式により申告している等の理由により納付額が発生しないため報告不要ではないかとの問い合わせがあった。報告は必要か。</p>	<p>納付額が0円となる場合も報告は必要です。            なお、納付額が0円となる場合は以下のいずれかに該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)消費税の申告をしていない。</li> <li>(2)簡易課税方式により申告をしている。</li> <li>(3)特定収入割合が5%を超えている。</li> <li>(4)補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上げのみに要するもの」として申告している。</li> <li>(5)補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。</li> </ul>
6	<p>補助対象事業者が免税事業者に該当することや消費税仕入控除税額に係る納付額が0円となることを証明する書類について、区へ提出する必要があるか。</p>	<p>補助対象事業者が免税事業者であること等を確認するため、区へ証明書類を提出願います。            なお、補助対象事業者が免税事業者等で納付額が0円となる場合に区へ提出する書類は、別紙「消費税仕入控除税額のフローチャート(提出書類について)」をご参照ください。</p>

Q&A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答														
7	簡易課税方式とは何か。	<p>簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担軽減のため、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出できる制度です。            納税地の所轄税務署長に簡易課税制度の選択届出書を提出した課税事業者は、その基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分に応じて定められたみなし仕入れ率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。</p> <table border="1" data-bbox="824 539 1659 911"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>みなし仕入れ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種事業(卸売業)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業(運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業(不動産業)</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	みなし仕入れ率	第1種事業(卸売業)	90%	第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%	第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)	70%	第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)	60%	第5種事業(運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%	第6種事業(不動産業)	40%
事業区分	みなし仕入れ率															
第1種事業(卸売業)	90%															
第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%															
第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)	70%															
第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)	60%															
第5種事業(運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%															
第6種事業(不動産業)	40%															
8	公益法人等とは何か。	<p>一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人等です。            詳しくは国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトをご参照ください。<a href="https://www.koeki-info.go.jp/outline/">https://www.koeki-info.go.jp/outline/</a>            株式会社はあてはまりません。</p>														

Q&A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
9	<p>特定収入、特定収入割合とは何か。</p>	<p>特定収入とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、消費税法施行令第75条第1項各号に掲げる収入以外の収入をいいます。具体的には以下のような収入が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 租税</li> <li>(2) 補助金</li> <li>(3) 交付金</li> <li>(4) 寄附金</li> <li>(5) 出資に対する配当金</li> <li>(6) 保険金</li> <li>(7) 損害賠償金</li> <li>(8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等</li> </ul> <p>特定収入割合は、その課税期間中の特定収入の合計額をその課税期間中の税抜課税売上高、免税売上高、非課税売上高及び特定収入の合計額の総合計額で除して計算します。</p>

Q & A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
10	非課税仕入とは何か。	<p>消費税は、国内で事業者が事業として対価を得て行う取引を課税の対象としています。しかし、これらの取引であっても消費に負担を求める税としての性格から課税の対象となじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。</p> <p>(1) 土地の譲渡及び貸付け  (2) 有価証券等の譲渡  (3) 支払手段(注)の譲渡  (注) 支払手段に類するものとして、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産(令和2年4月までは「仮想通貨」という名称が用いられていました。)の譲渡も非課税となります。  (4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等  (5) 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡  (6) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡  (7) 国等が行う一定の事務に係る役務の提供  (8) 外国為替業務に係る役務の提供  (9) 社会保険医療の給付等  (10) 介護保険サービスの提供等  (11) 社会福祉事業等によるサービスの提供等  (12) 助産  (13) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供  (14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等  (15) 学校教育  (16) 教科用図書の譲渡  (17) 住宅の貸付け</p> <p>非課税仕入とは、非課税取引に係る仕入れです。例えば、土地の購入費用や有価証券の購入費用、利息の支払額、医療費の支払額、住宅の家賃などです。  詳しくは国税庁ホームページをご参照ください。  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm</a></p>

Q&A(消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
11	個別対応方式とは何か。	<p>個別対応方式とは、仕入に対する消費税を次の3つに区分して計算する方法です。            (1)課税売上に対応するもの →仕入控除税額(全額控除する)            (2)非課税売上に対応するもの →控除しない            (3)上記(1)(2)に共通するもの →課税売上割合で按分し、課税売上部分は仕入控除税額(控除する)</p> <p>仕入控除税額=(1)全額+(3)の課税売上部分</p> <p>(1)課税売上の例:①そのまま他に譲渡される課税資産、②課税資産の製造用にのみ消費し、または使用される原材料、容器、包紙、機械及び装置、工具、器具、備品等、③課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払い手数料又は支払加工賃等            (2)非課税売上の例:①販売用の土地の造成費用、②販売用の土地の取得に係る仲介手数料、③土地だけの譲渡に係る仲介手数料、④賃貸用住宅の建築費用、⑤住宅の賃貸に係る仲介手数料、⑥有価証券の売却時・購入時の売買手数料</p>
12	補助金に係る課税仕入れが消費税の確定申告において複数年分に分かれてしまう場合、年分により課税売上割合が異なってしまうが、納付額の計算はどのようにすればよいか。	<p>対象となる補助金額を、それぞれの年分において補助対象となる課税仕入れを行った月数などで按分する等、合理的と認められる方法により区分した上で、それぞれの年分の課税売上割合により算定する方法が適切と考えられます。</p> <p>(3)共通対応分の例:課税売上と非課税売上がある場合にそれらに共通して使用される資産の取得費用、消耗品費、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金等の課税仕入れ</p>
13	報告が遅れる場合、どのように対応すればよいか。	<p>事情により、提出期限の<b>令和6年8月20日(火)</b>までの提出が困難な場合は、個別に区担当者にご相談願います。</p>
14	既に区へ納付済みの消費税仕入控除税額について、事業者において消費税の修正申告があり、納付額に変更があったが、どのように対応すればよいか。	<p>追加の報告をしていただくこととなります。まずは、区担当者にご相談願います。</p>